

連隊簿からみた近世プロイセン軍隊社会（下）

——一七九二年の歩兵第三連隊の事例——

鈴木直志

はじめに

一 近世プロイセン軍における連隊

（一）連隊の編制と多様性

（二）歩兵第三連隊

二 歩兵第三連隊という軍隊社会

（一）兵士（以上本誌第六二号）

（二）下士官

（三）将校

（四）その他

おわりに（以上本号）

(二) 下士官

近世プロイセン軍における下士官については、広義の軍事史による体系的な研究がまだに存在しない⁽⁶⁰⁾。少なくともわが国では、まとまった知識は皆無といっても過言ではない状況である。ここでは、兵士の時と同じ各項目を下士官について検討してみよう。

下士官は将校と兵士の中間に位置するが、プロイセン軍では一八世紀前半の軍人王の時代に、将校と下士官のあいだに決定的な境界線が引かれた⁽⁶¹⁾。前者がもっぱら貴族から構成される特権的集団となったのに対して、後者は兵士と同じ法的身分に属するとされたのである。それは、一七一三年の軍人服務規程が下士官と兵士のみに適用されたことによく現れている。一七三五年の規定により、下士官は一連隊に一一八人配属された。四三年の規定も先に見たようにこれを踏襲している。その構成は軍曹 (Sergeant) 四二人、中級下士官 (Mittelunteroffizier: 中隊旗手 (Gefreiter Korporal)、給養掛 (Fourier)、兵器掛 (Capitaine d'armes)) を合わせてこう呼ぶ) 三四人、伍長 (Korporal) 四二人であった。下士官は四年以上勤務した兵卒の中から選ばれた。中隊の下士官に空位が生じた時には、中隊長が有能な兵卒を三人推薦し、選抜と任命を連隊長が行った。一八世紀のプロイセン軍では、下士官はおおむねこのようにして補充されていた。

一七八七年の歩兵隊の組織改編は、下士官の編制にも及んだ。再編後にあたる一七九二年の第三連隊では、下士官は一四七人を数えた。中隊には基本的に一二人配属された。その構成は、マスケット兵の八中隊では

曹長 (Feldwebel) 一人

軍曹 (Sergeant) 三人

中隊旗手 (Gefreiter Korporal) 一人

給養掛 (Fourier) 一人

兵器掛 (Capitaine d'armes) 一人

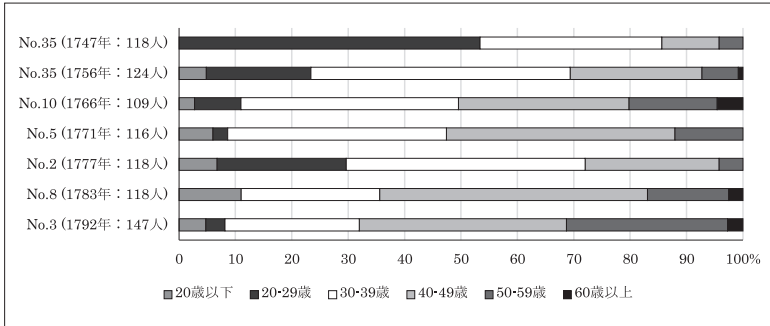
伍長 (Korporal) 五人

であった。擲弾兵の四中隊 (⑨～⑫) は若干これと異なり、中隊旗手がいない代わりに伍長が六人いた⁶²。また①⑤⑨には砲兵下士官 (Kanonier Unteroffizier) 一人が追加配属されており、下士官は一三人であった。第三連隊における下士官の総数はそれゆえ一四七人であり、これが母数となる。

身長について、下士官全体の平均は一七五・四センチで、兵士全体のそれより〇・七センチ高かった。もともと身長が高いのは近衛中隊 (①) の給養掛で一八六センチ、もともとも低いのは⑦の中隊旗手で一五八センチである。後者について、プロイセン軍では基本的に五フィート三インチ (一六四・八センチ) 以下の者は新兵徴集の対象にすらないのだが⁶³、この場合は兵士でなく貴族の士官候補生なので問題ないだろう。この中隊旗手を除けば、階級ごとの平均身長もともとも高いのは兵器掛 (二七六・九センチ) で、もともとも低いのが軍曹 (一七四・七センチ) であった。両者のあいだにはほとんど差異を確認できないので、下士官の階級と身長に関係性はないといえよう。他方、中隊ごとの比較では差が生じた。もともとも身長の高い中隊が①の一七九・五センチ、もともとも低いのは⑥の一七三・〇センチと、六・五センチもの差があったのである。これは兵士の時と同様、①に身長の高い者が集中していたことを示している。大隊単位の比較でも結果は同様で、M1、M2、Gの順と兵士の時と同じになった。

年齢と勤務年数は、いくつかの他連隊についても知られているので、第三連隊との比較が可能である。まず第三連隊であるが、下士官の平均年齢は四三・七歳で、平均勤務年数は二三・二年であった。いずれにおいても、兵士のそれよりちよど一〇年上回った数値を示している。他連隊については、第五連隊 (一七七年) の平均年齢が四二歳、平均勤務年数二〇年、第八連隊 (一七八三年) が四四歳、二三年、第一〇連隊 (一七六六年) が四一歳、一九年であるが⁶⁴、これらと比較した場合、第三連隊の下士官の数値は特別に高齢、長期間勤務であるわけではない。なお第三連隊の下士官のうち、最年少は一五歳で最年長は六七歳であった⁶⁵。

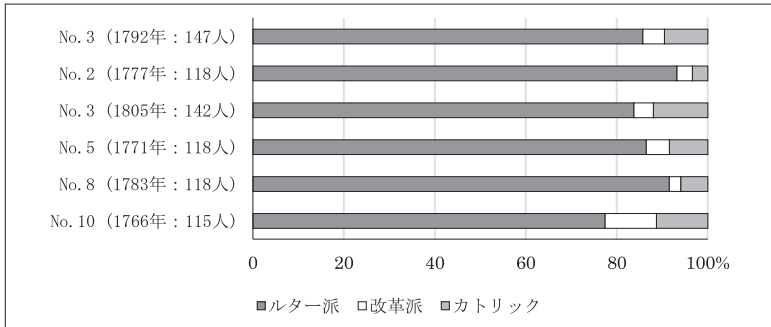
表7 下士官の年齢分布（年代順）



下士官の年齢分布については興味深い傾向を見て取ることができた(表7)。他連隊の数値を第三連隊のそれと合わせ、年代順に並べ替えてみると、四〇歳以上の下士官の割合が一八世紀後半を通じて次第に高くなったのである。もっとも古い年のデータである一七四七年では二〇歳代の下士官が半分以上、四〇歳以上は一五%程度なのに対して、その約半世紀後の一七九二年の第三連隊では、四〇歳以上の下士官は六八%(一〇〇人)に及んだ。一七七七年の第二連隊を唯一の例外として、高齢下士官の割合は右肩上がりに増え続けたのである。はたしてこれは何を意味するのだろうか。もちろん偶然的の可能性もあるが、ここでは国王の認識、すなわち、軍の要はもっとも戦闘技能の高い熟練者である下士官にあるとの認識を、国王が強く抱いていたことの現れと考えたい。下士官は、フリードリヒ・ヴィルヘルム一世においては「中隊の土台」と呼ばれ、「年配であればあるほどよい」とされた。フリードリヒ大王もまた「年配の下士官は中隊の土台だから、彼らを連隊にできるだけ長くとどめて、除隊させないのが望ましい」と記している⁽⁶⁶⁾。このような国王の基本認識に加えて、七年戦争後の三十年にわたる平和が、一七九二年の第三連隊に示されるような下士官の高齢化をもたらしたのではなからうか。旧軍末期の将校については、年功序列の弊害による将官の高齢化が知られるが⁽⁶⁷⁾、同じ時期の下士官もまた、これとは異なる理由で高齢化していたのである。

階級ごとの平均年齢と勤務年数を見てみよう。まず平均年齢は、曹長五〇・三歳、軍曹五一・五歳、中隊旗手一七・三歳、給養掛四八・六歳、兵器掛

表8 下士官の宗派

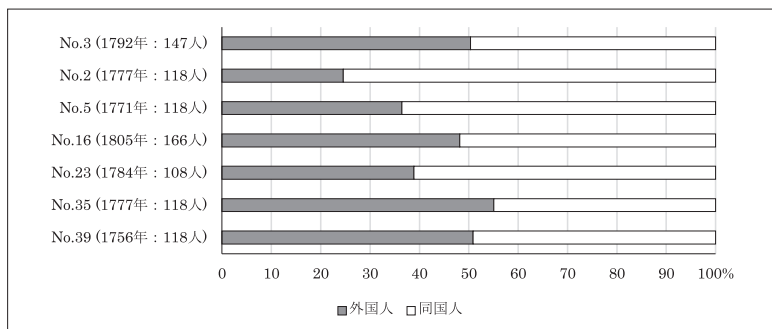


四四・五歳、伍長四〇・八歳であった。勤務年数もこれに対応するように、曹長二九・七年、軍曹三〇・七年、中隊旗手一・七年、給養掛二七・五年、兵器掛二四・三年、伍長一九・九年である。若年貴族の中隊旗手を除くと、連隊簿の記載順ではほぼ年功序列になっていることが分かる。唯一、曹長と軍曹のあいだだけはそうならない。下士官の頂点に位置する曹長だけは、古参の中でもより実力ある者の中から選ばれていたのかもしれない⁽⁶⁸⁾。もとより、他連隊の平均年齢は第三連隊のようなきれいな序列になっているわけではないので⁽⁶⁹⁾、下士官の(事実上の)年功序列については、ここではその可能性があるだけ指摘しておきたい。

下士官の宗派については、ルター派八五・七%、改革派四・八%、カトリック九・五%であった。兵士の数値に比べ、改革派とカトリックの割合がいずれも若干高く、その分ルター派がやや減つているとはいえ、割合の基本的傾向は兵士と同じで、大多数はルター派である。宗派ともっとも関わりの強い項目が出身地であることも兵士の場合と同様で、改革派とカトリックの全員が外国人であった。

他連隊の宗派状況も分かっているので、第三連隊と比較してみよう(表8)。比較する連隊が兵士の時と異なっているが、第三連隊は同じマクデブルク州の第五連隊(と一八〇六年の自連隊)とほぼ同じ宗派分布をしていること、そしてヴェストファーレン駐屯の第一〇連隊が駐屯地域の特徴(ルター派の割合がマクデブルク州に比べて少ない)を反映していることは、やはり兵士の時と同じである。ただし今回は、二つの連隊でルター派の割合が第三連隊

表9 下士官の出身地



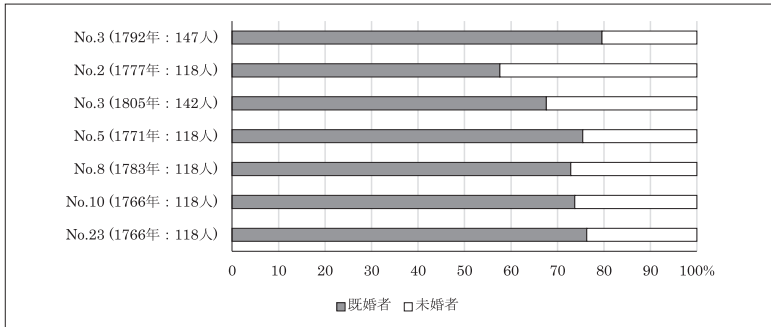
を上回り、九割以上に達しているのが目を引く。一つは東プロイセン駐屯の第二連隊で、もう一つはボンメルン駐屯の第八連隊である。これらもまた、ヴェストファーレンと同様、駐屯地域の宗派状況を反映したものと考えられよう。

下士官の出身地については、外国人（として記載された者）が五〇・三％、同国人が四九・七％でほぼ同数であった（表9）。「総数」における外国人の割合は四四・六％なので、兵士よりも下士官の中に高い割合で外国人が含まれていたということになる。他連隊と比較してみると、似たような数値を示しているのが、一七五六年の第三九連隊と一八〇五年の第一六連隊であるが、表からは下士官の出身地について、これといった時代的傾向も連隊の特徴も観察することができなかった。

下士官の出身地を全体としてまとめると、もっとも多いのがザールクライスで三〇％（四四人）、次いでマンスフェルト一六・九％（二八人）、ザクセン一〇・九％（一六人）である。兵士の割合と比べると、ザールクライスのそれは五％ほど多いが、それと同じ程度マンスフェルトが少なくなっている。また兵士では一〇％近くを占めたハルバースシュタット出身者が、下士官では二・七％（四人）しかないのも特徴的である。

結婚と家族については、注目すべきことに、既婚率が七九・六％（一一七人）というきわめて高い値を示した（表10）。下士官の平均年齢が四四歳であることを思えば、八〇％近い既婚率は当然といえば当然かもしれないが、それでも兵士のそれよりさらに二〇％以上高い数値である。プロイセン軍の他連

表 10 下士官の既婚率



隊の下士官の既婚率を見ると、七〇%以上の場合がしばしばなので、第三連隊だけが際立って高い数値というわけでは必ずしもないが、それでも八〇%近い数値はどの連隊よりも高いのである。

兵士の場合には、外国人と同国人とのあいだで既婚率がかなり異なったが、下士官の場合には外国人五二・二%、同国人四七・九%とそれほど大きな差はなかった。既婚者のうち子供を持つ下士官は六五%（七六人）で、夫婦だけの下士官は三五%（四一人）であった。そして平均の子供の数は二・〇人であった。

最後に下士官の戦歴について検討してみよう。オーストリア継承戦争の経験者〇%、七年戦争二六・五%（三九人）、バイエルン継承戦争八五・七%（二二六人）であった。やはり長期勤務の古参だけあって、割合は兵士に比べて格段に高い。兵士の場合には擲弾兵とマスケット兵とのあいだに差があったが、この点について下士官も調査したところ、興味深いことにまったく差がなかった。バイエルン継承戦争ではG四三人、M1四二人、M2四一人である。七年戦争もまた同様である。M1九人、M2一八人とマスケット兵の中でたしかに差異が認められるものの、擲弾兵大隊が二人であるため、全体としては大隊規模に比例した人数なのである。つまり、戦歴を有する下士官がほぼ均等に大隊や中隊に割り振られていたということである。人員配置を通じての戦闘効率の追求をここから読み取ることも、決して誤りではないであろう。

將校について、連隊簿は兵士や下士官以上の情報を提供している。その冒頭の一覧表では、一二個の中隊それぞれの歴代隊長名が就任年、離任年およびその理由とともに記されており⁽⁷⁰⁾、これに続いて、階級・名前・年齢・出身地・勤務年数・辞令交付日を記載した位階表 (Rangliste : 表11) と各中隊の配属表が載っている⁽⁷¹⁾。兵士のリストでもっとも重要だった身長という項目は、將校のそれには存在しない。些細なことかもしれないが、この事実も、將校と兵士が同じ軍隊の中でもまったく基準の異なる世界に属していたことを再確認させる。近世常備軍は、既存社会の身分差がそのまま軍隊に横滑りすることを大きな特徴とするが、僅かな違いはこの特徴を多分に物語るのである⁽⁷²⁾。

位階表に記載された將校は全部で五七人である。その内訳は、階級降順に少将 (General-major) 一人、大佐 (Oberst) 一人、少佐 (Major) 四人、大尉 (Captain) 六人、中隊長補佐 (Stabs Captain) 六人、一尉 (Premier Leutnant) 七人、二尉 (Seconde Leutnant) 二四人、旗手 (Fähnrich) 八人である。將校全体の平均年齢は三三・二歳 (最高齢六二歳、最年少一六歳)、平均勤務年数は一七・〇年 (最長四二年、最短一〇ヶ月) であった。もう少し細かく見ると、將校を大きく上下に二分する大尉 (中隊長とも訳される。中隊長になれば中隊経営が可能になり、生活環境は一変する) を境にして、上級將校 (大尉以上) 一二人は平均年齢四九・四歳、勤務年数三三・九年であり、下級將校 (中隊長補佐以下) 四五人のそれは二八・八歳、一二・八年である。大尉以下をさらに細分すると、大尉の平均年齢は四六・六歳、勤務年数三〇・九年、中隊長補佐四〇・七歳、二五・〇年、一尉三六・七歳、二〇・三年、二尉二六・六歳、一〇・五年、旗手一九・八歳、三・九年である。年齢と勤務年数は、階級ときれいに比例しつつ上昇している。旗手の年齢はおおむね一〇歳代、二尉は二〇〜三〇歳代後半、一尉は三〇歳代後半、大尉は四〇歳代後半といったように、各階級には特定の年齢層が対応するのである。これは明らかに、プロイセン將校団に特徴的な、年功制に基づいた昇進の結果である⁽⁷³⁾。

表 11 将校位階表

	名前	階級	年齢		出身地	勤務年数		辞令交付日
			年	月		年	月	
1	Thadden, Johann Leopold v.	少将	56	6	ラウエンブルク	39	2	1788/6/3
2	Hundt, Johann Christian v.	大佐	62	6	マケリンブルク	42	1	1792
3	Wedell, Conrad Heinrich v.	少佐	51	4	西プロイセン	34	11	1788/6/3
4	Massow, Carl Friedrich v.	少佐	48	9	ポズナメル	32	6	1790/6/6
5	Bockum (Alten), Carl Ferdin. v.	少佐	49	2	クールラント	30	10	1790/6/8
6	Hagen, Christian Friedrich v.	少佐	44	11	マクデブルク	30	1	1791/9/16
7	Wensdorff, Casmir v.	大尉	49	4	西プロイセン	36	8	1784/9/20
8	Griesheim, Friedrich Wilhelm v.	大尉	46	4	テューリンゲン	31	3	1785/6/27
9	Schlegell, Friedrich v.	大尉	46	8	フンバルト	29	2	1788/6/3
10	Mandelstoh, Christoph Friedr. v.	大尉	45	2	ノイマルク	29	5	1790/6/6
11	Wolsky, Friedrich Wilhelm v.	大尉	46	7	シュレージエン	29	5	1790/6/7
12	Naele, Ernst Joachim v.	大尉	45	7	シュレージエン	29	5	1791/9/16
13	Heyden (1), Heinrich Julius v.	中隊長補佐	44	10	ザールクライス	29	7	1788/3/28
14	Henning, Carl Friedrich v.	中隊長補佐	42	3	ハッツフェルト	27	9	1788/6/3
15	Heyden (2), Georg Ludew. Otto v.	中隊長補佐	42	5	プロイセン	26	5	1790/6/7
16	Knoblauch, Christian Friedr. v.	中隊長補佐	38	6	ミッテルマルク	23	2	1791/9/16
17	Könitz, Carl Wilhelm v.	中隊長補佐	39	5	ザクセン	21	4	1792/3/24
18	Heyde, Friedrich August v. der	中隊長補佐	37	7	オーバーラウザッツ	21	7	1792/4/25
19	Dieskau, Carl Gottlob August v.	一尉	38	3	ザクセン	21	1	1788/6/3
20	Pfeilitzer, Otto Ernst v.	一尉	37	10	クールラント	21	1	1790/6/6
21	Chamhaue, Max. Rudolph Theoph. v.	一尉	35	7	シュレージエン	21	7	1790/6/7
22	Sojacznsky, Johann Heimr. v.	一尉	38	11	プロイセン	21	1	1791/9/16
23	Nostitz, Ferdinand Gottlieb v.	一尉	36		テューリンゲン	19	5	1792/3/24
24	Sastot, Friedrich Wilhelm v.	一尉	35	3	ハイロイト	19	7	1792/4/25
25	Lubtow, Carl Friedrich v.	一尉	35	4	ポズナメル	18	2	1792/5/12
26	Reitzenstein, Fridr. Carl Wilh. v.	二尉	33	3	ハイロイト	18	2	1783/3/9
27	Röder, Victor Carl Friedrich v.	二尉	33	11	フンバルト	17	3	1784/4/9

28	Ledebur, Ernst Friedrich Aug. v.	二尉	29		ヴェストフターレン	14	2	1787/3/10
29	Beuermann (1), Carl Moritz v.	二尉	29	10	ワクテアルク	15		1787/5/27
30	Windheim, Johann Christian v.	二尉	32	5	ハルノスニエタツト	14	11	1787/5/27
31	Mroczek, Andreas Ernst v.	二尉	32	11	フロイゼン	14	2	1787/5/27
32	Gersdorff, Heinrich Ferdinand v.	二尉	32		ザクゼン	14	2	1787/5/27
33	Drygalsky, Friedrich Wilhelm v.	二尉	29	11	フロイゼン	14	2	1787/6/30
34	Wahl, Christian Martin Alex. v.	二尉	27		ザクゼン	13		1787/12/14
35	Witzleben, Phil. Harm. Dietr. v.	二尉	23	9	テューリントゲン	9	3	1788/1/9
36	Beuermann (2), Vic. Aug. Wilh. v.	二尉	28		ワクテアルク	8	5	1788/4/8
37	Sieben, Anion Wilhelm v.	二尉	24	6	ヴェストフターレン	9	3	1788/4/9
38	Rabiel, Friedr. Ludwig v.	二尉	23	1	ワクテアルク	9	1	1788/4/10
39	Waldentels, Phil. August v.	二尉	22	7	ハイロイト	9	3	1788/4/11
40	Armin, Friedrich Wilhelm v.	二尉	25	3	ボスマルン	9	2	1788/6/3
41	Goskovsky, Johann Leopold v.	二尉	25	11	ヒンターボスマルン	9		1790/3/17
42	Wengersky, Joseph v.	二尉	26	11	シユレージエン	9		1790/5/25
43	Litzow, Ferdinand v.	二尉	25	6	ワクテアルク	7	9	1790/5/26
44	Bose, Carl Friedrich v.	二尉	22	9	ザクゼン	7	10	1790/6/6
45	Beuermann (3), Georg Moritz v.	二尉	24	2	ワクテアルク	4	8	1790/6/7
46	Felitzscher, Carl Ludwig v.	二尉	21		ハイロイト	6	11	1792/3/24
47	Koschenbahr, Domin. Hyron. v.	二尉	26	1	シユレージエン	7	1	1792/4/25
48	Sudhausen, Dietr. Adolph v.	二尉	20	10	ヴェストフターレン	6	8	1792/5/12
49	Hagen, Hams Carl Frdr. Wilh. v.	二尉	18		ノイマルク	5		1792/5/12
50	Wiedersheim, Goth. Christ. v.	旗手	19	3	フンハルト	5		1790/5/26
51	Fircks, Ferdinand Gottlob v.	旗手	19	4	ワクスラエルト	5		1790/6/6
52	Röder, Ernst August Rud. v.	旗手	21	3	フンハルト	4	11	1791/6/7
53	Stolber-Stollberg, Graf zu Friedrich Paul August	旗手	22	8	シユトルベルク		10	1791/8/11
54	Bassewitz, Gottlieb Carl v.	旗手	19	5	ハイロイト	4	8	1791/11/29
55	Lietzen, Heint. Alex. v.	旗手	18	5	クールマルク	4		1792/4/25
56	Singsiedell, Graf v. Adolph	旗手	16	1	ザクゼン	3	5	1792/5/12
57	Hinske, Phil. Ant. Wilh. v.	旗手	22	1	ミツテアルク	3	2	1792/5/12

将校の出身地に関するデータは興味深い。というのも、五七人のうちもつとも多いのは七人のザクセン（オーバーラウジッツを含む）で、次いで六人のマクデブルク、ポンメルン（ヒンターポンメルンとラウエンブルクを含む）、五人のシュレージエン、バイロイトと続くからである。この事実からさしあたり二つのことが指摘できよう。

一つは、すでにしばしば主張してきたように⁽⁷⁴⁾、農場領主と連隊将校が同郷で、両者相俟つて農民に鞭打つてプロイセンの権威主義的社会を作り上げたとするビュツシユの有名なテーゼが、ここでもまったく通用しないということである。「連隊の中隊長は帰宅すれば農場領主であった」という言葉はこのテーゼを実に印象深く伝えるが⁽⁷⁵⁾、一七九二年の歩兵第三連隊についてはまったく妥当しないのである。当時この連隊に徴兵区（カントン）として割り当てられたのはマンスフェルト、ザールクライス、ハレといった地域や都市であるが⁽⁷⁶⁾、位階表を一目すれば明らかのように、一二人の中隊長（番号1―12）のうちこれらの地域の出身者に該当する者は一人もいない。将校全体に対象を拡大しようやくザールクライス一人（中隊長補佐・番号13）、マンスフェルト一人（旗手・番号51）を数えるのみである。また対象地域をもっと広くとつて、マクデブルク州という単位で見たとしても、八人（一四％）どまりなのである。もとより、先のビュツシユテーゼはエルベ川以東のグーツヘルシャフト地域にのみ妥当性を認めるものであり、第三連隊が駐屯するザーレ河畔地域はエルベ川以西であるため、このような批判は不適切との反論もあえよう。しかしザーレ河畔地域は、ビュツシユが非グーツヘルシャフト地域として論じたヴェストファーレンよりもエルベ川およびブランデンブルクにはるかに近く、またグーツヘルシャフト地域とグルントヘルシャフト地域の境界に位置するため⁽⁷⁷⁾、まったくの非グーツヘルシャフト地域と見なすこともできないのである。よつて第三連隊のデータは、ビュツシユテーゼの反証たりうる。

もう一つの論点は、外国人将校の割合の高さである。プロイセン将校団については、軍人王による建設以降、そのほとんどが国内貴族によつて占められていたとする理解が一般的だが、連隊簿のデータはこれと著しく異なっているのである。一七九二年の第三連隊の外国出身者は、前述のザクセン七人とバイロイト五人以外、アンハルト四人、テューリンゲン三人、クールラント二人、メクレンブルク一人の計十二人を数えた。これは実に、三八・六％という割

合なのである。ただし外国といっても、クールラントを除けば他はすべて神聖ローマ帝国内部の諸領邦であり、パイロイトやクールラントはブランデンブルク家と比較的密接な婚姻関係を結ぶ国でもあるため、純然たる外国とは言いがたいのではあるが、それでもなお四割近くもの將校が非プロイセン地域出身であることは十分注目に値しよう。さらに注目すべきは、この数値が決して異常ではないことである。というのも、軍人王時代および大王時代（一七一一～一七六三）の將校団に関するヘッベルマンの統計的研究によれば、大王の治世後半（一七六三～一七八六）における歩兵連隊では、外国出身者の割合がすでに三割を超えているからである⁽⁷⁹⁾。軍人王にせよ大王にせよ、国内の貴族を將校に取り立てよとしばしば言明していたが⁽⁷⁹⁾、將校団の実態は必ずしもそうではなかった⁽⁸⁰⁾。連隊簿のデータはこの事実を鮮やかに示している。

次に、歴代中隊長一覧を利用して將校の職務面について考察してみよう。先に述べたようにこの一覧は、連隊の創設以来の歴代中隊長名を、一二人の中隊それぞれについて就任年、離任年およびその理由とともに記したものである。一見するとこの表の有用度は高そうだが、ただ一七世紀半ば以降中隊は幾度となく統廃合され、その数も時期によって異なっていたはずなので、この点を考慮するならば、無理やり一二人中隊にあてはめたかに見えるこの一覧の信憑性については、ある程度の留保が必要である⁽⁸¹⁾。それゆえ以下の考察もその妥当性に限界があることを、あらかじめ断っておかねばならない。

第三連隊の歴代中隊長の総数はのべ九六人である（同一人物が別中隊に移った場合も重複して計算）。中隊長の平均在任期間は八・九年で、最長はデッサウ侯レオポルト一世の五四年（一六九三～一七四七）であった。二〇年以上同じ中隊の隊長を務めた者は彼以外にも四人いるが⁽⁸²⁾、他方で、第三連隊内の複数の中隊をまたいで長期勤務した者もいる。例えば連隊長のタデンは一七六九年から八八年までの一九年間⁽⁸³⁾中隊長だったが、八八年から連隊長すなわち⁽⁸⁴⁾中隊長になった。また一七九二年時点で⁽⁸⁴⁾中隊長であるフントは、一七七〇年に中隊長に昇進して以来、⁽⁸⁵⁾（一七七〇～八二）、⁽⁸⁶⁾（一七八二～九二）、⁽⁸⁷⁾（一七九一～）の中隊長を歴任している。彼らをはじめ、一七九二年の一二二人の中隊長は総じてこの職位についてからの日が浅く、平均在任期間は四・〇年であった。

表 12 中隊長とその離任理由

	創設年	中隊長数	死亡	辞職	中隊受領	連隊受領	異動	記述なし
ボックム (第9) 中隊	1735	8	2		5		1	
ヴォイスキー (第10) 中隊	1735	9	2	1	3		3	
ネフェ (第11) 中隊	1719	8		4	2		2	
グリースハイム (第12) 中隊	1735	8	3	3	2			
近衛 (第1) 中隊	1666	8	6	2				
マッソウ (第2) 中隊	1719	9	1	2	4	1	1	
シュレーゲル (第3) 中隊	1719	5		1		3	1	
フント (第4) 中隊	1719	6	1		1	2	1	1
ヴェーデル (第5) 中隊	1722	7	3	1	2		1	
ヴェルンスドルフ (第6) 中隊	1736	9	3	1	1		4	
マンデルスロー (第7) 中隊	1720	9	2	3	2		2	
ハーゲン (第8) 中隊	1719	10	1	2	3	2	2	
計		96	24	20	25	8	18	1

出典：StAH, HB B-18-1, Bl.1-6

一覧の名前欄に添え書きされている離任理由を表にまとめたものが表12である。離任の理由は次の五つのいずれかが記載されている。死亡 (starb)、辞職 (verabschiedet)、中隊を受領 (bek. die XX Comp.)、連隊を受領 (bek. ein Regiment)、異動 (versetzt) である。中隊長の離任理由でもっとも多いのは、他中隊を受領、すなわち別中隊長の長になる場合であるが(二六%)、彼自身が死亡した時(二五%)や辞職(二二%)、異動(一九%)もほぼ同じ割合である。さらに表からは、(1)一定数の中隊長が中隊間、連隊間で異動していたこと、(2)近衛中隊では基本的に中隊長が生涯その中隊を保持したこと、の二点を論点として導き出すことができようである。これ以上立ち入った考察は難しい。詳しい離任理由が記されていないため、例えば辞職と異動についてはそれらがなぜ、どのようになされたのか詳細が分からないからである。辞職は自主的なものか実質的な免職だったのか、異動は栄転なのか左遷だったのかなども一切分からない。これについては、他の史料がある場合にはそれと付き合わせて逐次確認するほかないようである⁸³⁾。

(四) その他

連隊という軍隊社会を構成するのは、これまで見てきた兵士、下士官、将校にとどまらない。主要な戦闘員である彼ら以外にも、軍

の維持に必要な人々や追加の人員がいる。そのようなものとして以下では、軍楽隊員と補充大隊を見てみよう。

〔軍楽隊員〕 一七九二年の連隊簿に記載されている軍楽隊員は、鼓手三九人とオーボエ手六人の計四五人である。前者は基本的に各中隊に三人配備されるが、中隊長が大隊長でもある部隊(59)では大隊鼓手が、連隊長でもある(1)では連隊鼓手がそれぞれ一人ずつ追加され三九人となる。またオーボエ手はすべて(1)の所屬である。

彼ら四五人の平均年齢は三四・九歳で、最年少は一八歳、最年長は六八歳であった。また平均勤務年数は一三・八年であった。年齢、勤務年数ともに兵士よりも二年ほど上回る数値である。他連隊を見ると、第五連隊(一七七二年)の平均年齢が二九歳、第九連隊(一七七五年)が二八歳であり(84)、兵士と同様、一七九二年の第三連隊は軍楽隊員もまた総じて高齢であった。なお、彼らの宗派は全員ルター派で、ハレ市の出身者が二八人と半分以上を占めた。ちなみに平均身長は一六八・八センチである(85)。

彼らが奏でていた行進曲について述べておこう。まず、第三連隊には歩兵の行進曲だけでなく、騎兵行進曲の演奏も許されていた(86)。これは、同連隊が特権連隊であることの証である。次に連隊行進曲、すなわち第三連隊に固有の行進曲であるが、これは「デッサウ行進曲 (Dessauer Marsch)」と呼ばれる楽曲で、プロイセン軍の中ではもっとも古い行進曲の一つである(87)。この曲は別名の「老デッサウ (Alte Dessauer)」から明らかのように、英雄的連隊長レオポルト一世に由来する。スペイン継承戦争に出征した侯が、カッサーノの戦い(一七〇五年)の祝勝会で披露されたこの地の民謡をいたく気に入り、翌年のトリノ入城の際にこの民謡のメロディーを行進に用いた、というのがこの曲の謂われである。それ以来この曲は、一八〇六年まで歩兵第三連隊の分列行進曲 (Parademarsch) として使われた。旧軍が解体し、抜本的な軍制改革がなされた後もこの曲は受け継がれた。マクデブルクに新設された歩兵第二六連隊——「アンハルト・デッサウ侯レオポルト連隊」を名乗った——にこの曲は継承され、第一次世界大戦まで同連隊の緩歩行進曲 (Präseniemarsch) として演奏され続けたのである。

一八世紀後半のプロイセンでは、行進曲は恩賞としての役割も果たした。戦闘で著しい活躍をした時には国王から行進曲が連隊に下賜され、逆に恥ずべき戦いをした時には召し上げられたのである。ホーエンフリートベルクの戦勝

(一七四五年)に大きく貢献したアンズバッハ^{II}バイロイト竜騎兵連隊に、褒賞として行進曲が与えられたことはよく知られるところである。第三連隊もまたこのような経験をしている。七年戦争時、一七六〇年のドレスデンの攻囲戦で第三連隊が見せたふがいない戦いに国王フリードリヒは激高し、腰帯短剣、制服や帽子の飾り、そして擲弾兵行進曲の演奏といった名譽記章を同連隊からすべて没収したのである。しかし、それからわずか後のリーグニッツの戦いで第三連隊は大奮闘し、抜刀突撃を敢行してオーストリアの騎兵隊を駆逐した。この見事な戦いぶりを見た国王は、先に没収した名譽記章をすべて第三連隊に戻したのであった⁽⁸⁸⁾。

〔補充大隊〕 プロイセン軍の各歩兵連隊に補充大隊 (Depot Battalion) という名の部隊が配備されたのは、一七八八年のことである。全軍再編成の一環として設けられたこの部隊は、名前の通り野戦部隊の欠員補充をその第一の目的としたが、それだけでなく、もう一つ別の役割をも果たした。傷痍兵および老兵の扶養がそれである。

負傷や高齢のために戦闘能力を失った傷痍兵は、近世前半ならば乞食となつて救貧対象になるか、盜賊団の一員となつて地域の厄介者になるかのいずれかであった。だが常備軍が建設されると、彼らには恩給をはじめとする扶養が——徐々にはあるが——なされるようになる。一八世紀のプロイセンでは、負傷の度合いに応じて半傷痍兵 (Halbinvalide) か完全傷痍兵 (Ganzinvalide) に区分された。ある程度の勤務が可能な前者は駐屯地や要塞の守備隊に属して歩哨を担当し、重度の負傷兵である後者は廢兵院で扶養された⁽⁸⁹⁾。補充大隊は、この前者に該当する組織である。

ブランデンブルク^{II}プロイセンにおける半傷痍兵の部隊は、一六七五年に大選帝侯がシュパンダウに創設した傷痍兵中隊 (Blessiten Compagnie) にさかのぼる⁽⁹⁰⁾。軍人王時代になるとこの部隊と守備隊との混成が模索され、一七一九年からは実質的には傷痍兵部隊だが名称は衛戍隊 (Garrison-Battalion und Compagnie) となつた。つまり、半傷痍兵を傷痍軍人としてでなく、戦闘員であることを前面に打ち出したのである。続くフリードリヒ大王の時代には一七四二年に新衛戍連隊 (Neue Garnison-Regiment) なる部隊が組織されたが、意図するところは父王と同じであった。だがこれらの衛戍連隊は、一七八八年の再編成を通じて全廢される。兵士の一部は新設の軽歩兵大隊に配属さ

れ、残りの多数は同じようにこの時新設された補充大隊に送られたのである。補充大隊は第六、第一五、第五〇連隊を除く各歩兵連隊に三個中隊規模で設置され、将校一二二人、下士官二七人、鼓手六人、軍医三人、兵士三六〇人の（四〇八人構成と規定された⁹¹⁾。戦時には将校三人、下士官九人、兵士二四〇人が増員された。その半数は連隊徴兵区から、もう半分は募兵で集められた。したがって戦時の補充大隊の兵力は六六〇人であった。戦時増員は野戦部隊の補充要員とされたので、補充大隊では教練を受けるだけであり、軍服も当初から補充大隊のそれではなく野戦部隊のものを着用した。補充大隊には隊旗がなかった⁹²⁾。

一七九二年の連隊簿には、歩兵第三連隊の補充大隊の人員として将校一三人、部隊属僚二人（連隊付宿営係・大隊付軍医）、下士官三四人、鼓手六人、兵卒三六〇人の総計四一五人が記入されている。大隊長を人数に含まないなら将校は一二二人であり、さらに下士官に七人の増員（Augment）があるので、それを差し引けば総計四〇七人となる。したがって第三連隊の補充大隊は、軍医の欠員一人を除けば規定数であったといえよう。下士官の増員は見られるが兵卒のそれは記載されていない。他方、補充大隊から野戦部隊の諸中隊に補充された兵員は連隊簿にリスト化して記入されており、その数は下士官二人、兵卒五二人の計五四人であった⁹³⁾。

大隊長のコシエンバール大佐（Wolf Ferdinand von Koschenbahr）は同時に三個中隊の一つをも率いた。残る二つの中隊長はパツェンスキー少佐（Heinrich von Paenzsky）とマントイフェル大尉（Friedrich von Mantuffel）である。中隊は下士官九人（ただしコシエンバール中隊に一人、パツェンスキーならびにマントイフェル中隊に三人の増員あり）、鼓手二人、兵士一二〇人の計一三一人から成る。補充大隊の戦列は野戦部隊とは異なって二つで、各戦列の定員も四四人ではなく五七人である。この一一四人に加えて各中隊には六人の補充兵（Überkomplen）が配されているため、兵士数は一二〇人となる。

それでは、補充大隊の兵員について、これまでと同様の統計データを取得して野戦部隊のそれと比較してみよう。まず将校一三人（大佐一人、少佐一人、大尉一人、中隊長補佐一人、一尉二人、二尉四人、旗手三人）に関しては、最年少が旗手のラーテナウ（Friedrich Wilhelm von Rahenau）⁹⁴⁾二〇歳、最年長はパツェンスキーとマントイフェ

ルの両中隊長で五九歳であつた。平均年齢は三八・二歳、平均勤務年数は一九・四年で、野戦部隊の三三・二歳および一七年に比べるといずれも高かつた。特に平均年齢が五歳も高いことが注目される。年齢の高さは位階別に分けて見ても同様で、補充大隊の上級将校の平均年齢は五八・三歳（野戦部隊四九・四歳）、下級将校のそれは三三・二歳（野戦部隊二八・八歳）であつた。

長期間勤務の老兵が多いという特徴は下士官にひときわあてはまる。三四人の下士官の平均年齢は五七・五歳（野戦部隊四三・七歳）、平均勤務年数は三四・七年（野戦部隊二三・二年）で、野戦部隊に比べて勤務年数は一〇年以上、平均年齢にいたつては実に一五歳近くも高齢だったのである。実際、補充大隊全体の兵員を年齢順に並べると、最年長一〇人のうち八人までもが下士官で⁽⁹⁴⁾、戦歴においてもっとも古いオーストリア継承戦争を経験する四人もすべて下士官であつた。このように、補充大隊には老練の下士官、つまり一生を軍務に捧げた高齢の職業軍人が多数存在していた。それだけでなく、大隊全体で二六名の傷痍兵のうち八名が下士官であることにも注目するなら、補充大隊の目的である傷痍兵および老兵の扶養の実態がここに現れているといえるだろう。

興味深いのは、下士官がこのように高齢かつ長期勤務者であるのに対し、補充大隊の兵士は野戦部隊よりも年齢、勤務年数のいずれにおいても低いことである。彼ら三六〇人の平均年齢は三一・九歳（野戦部隊三一・五歳）、平均勤務年数は八・五年（野戦部隊一一・一年）であつた。いずれの数値も野戦部隊に比べて低いが、平均年齢が〇・六歳しか違わないのに勤務年数に二年半以上もの開きがあるのは、入隊時年齢の差（野戦部隊では二一・三歳、補充大隊では二三・四歳）に起因すると思われる。補充大隊における国内徴募兵と外国人兵士の数はそれぞれ二一九人（六〇・八%）と一四一人（三九・二%）であるが、平均年齢と勤務年数において両者に極端な差があつた。すなわち平均年齢は国内徴募兵が二八・〇歳、外国人兵士が三七・八歳であり、平均勤務年数は前者が五・二年、後者が一三・六年だったのである。数値差はいずれの項目でも野戦部隊を上回るが⁽⁹⁵⁾、その理由はもっぱら国内徴募兵の数値の低さ——特に勤務年数——に求められる。つまり、補充部隊の国内徴募兵は比較的勤務年数の浅い未熟練兵が多かつたということである。

補充大隊の兵士は身長についても野戦部隊と異なる数値を示している。野戦部隊に必要な身長 of 最低基準（一七〇センチ）を満たした者が四人に一人（九二人）にすぎず、全体平均の一六七・八センチもまたこの基準を満たしていないのである。また補充大隊では三つの中隊の平均身長がほぼ同じで、野戦部隊のような中隊間の差も見られない。身長差が唯一認められるとすればそれは戦列で、第一列の平均が一六九・九センチで第二列が一六六・二センチであった。要するに、身長を最重視するプロイセン軍において、補充要員とはもっぱらその基準を満たせない兵士の集合体だったのである。二線級の兵士だった彼らは、練度もまたきわめて低かったようである。ラウクハルトはこの点についてかなり厳しい言葉を残している⁽⁹⁶⁾。

おわりに

軍隊社会の基本単位であり、その舞台でもある連隊について、連隊簿は数多くの情報と示唆を与える重要史料である。近世プロイセン軍、少なくとも一八世紀末における同軍では、驚くほど洗練された方法で名簿や一覧が作成されており、それを通じて将兵の個人情報——身長、年齢、勤務年数、出身地、宗派、戦歴、結婚など——がかなりの程度において掌握されていた。本稿では一七九二年の歩兵第三連隊という、ある特定時点の事例に密着し、これを詳細に検討したが、連隊簿を大量に収集して処理すれば、近世プロイセン軍将兵に関するかなり信頼性の高い統計データと、その変化の趨勢についての知見を得ることができるだろう。

さて連隊簿の情報からは、まず何よりも、連隊という軍隊社会がきわめて高度な軍事的合理性に基づく人工的な組織であることを改めて確認できた。一八世紀のプロイセン軍の場合、この合理性はもっぱら長身者を多数集めるというかたちで追求された。前装式燧石銃による戦いで優位を得るため、横隊戦術で火力を極限まで発揮させるために、プロイセン軍は異常なまでに身長を重視したのである。一インチごとに細かく区分され、そこに各中隊の兵士数がびっしりと書き込まれた身長表は、その何よりの証拠であろう。このような長身者へのこだわりは、人口や資源におい

て大国に劣る軍事国家プロイセンに特徴的な現象といえるが、他方でそれは、近代国民軍とは大きく異なる近世常備軍の現象でもあることを今一度確認したい。すなわち近世常備軍とは、出身地も愛国心も二次的な重要性しか持たない、一定数の外国人をつねに含む——その意味で不均質で開かれた組織であったということである。プロイセン軍でまずもって重視されたのは長身であったが、連隊の戦闘力の要をなす擲弾兵は必ずしもその限りではなかった。擲弾兵はマスケット兵に比べて短身の者が多く、平均年齢も高かったけれども、長年培った戦闘技術と経験の方が重んじられ、彼らは精鋭兵として優遇されたのである。経験と技術を重んじる傾向は下士官の選抜についても妥当した。このように、連隊簿から浮かび上がる軍隊社会の姿は、まず何よりも高い専門技能を追求する目的合理的な職業集団であったといえよう。

近世以降の常備軍では、平時に連隊が駐屯地に滞在して地域と関係をとり結ぶ。その結果、連隊という軍隊社会には——とりわけ兵士の徴募を通じて——駐屯地域の特性が一定程度反映される。連隊簿からはそうした地域的特性を読み取ることができた。ハレ駐屯の歩兵第三連隊の場合、徴兵区（ザールクライス、マンスフェルト他）からの国内徴募兵だけでなく、ザクセンやアンハルトといった近接他邦で募兵した外国人兵士も一定数存在しており、兵士の出身地には強い地域性が見られたのである。また、兵士に坑夫や靴下製造工といった地場産業従事者が多かったこと示されるように、連隊簿に記載された兵士の職業もまた、駐屯地域の経済的・社会的特性を反映していた。連隊が帯びるこうした地域的特徴は、外国人兵士を原則排除した近代の国民軍ではまったく自明のことになるが、外国人にも開かれた近世常備軍、とりわけプロイセンの軍隊では、その妥当性の範囲に若干の留保が必要である。他方、近世前半の傭兵軍と比較した場合、これまで存在しなかった地域との恒常的關係の成立は、軍隊社会の枠組みそのものを変えざるをわめて大きな変化であったことが確認されねばならない。また地域との關係性という点では、兵士と将校が対照的であったこともきわめて重要な論点である。第三連隊の将校もそうであったが、大半のプロイセン軍将校の任地は出身地と異なっていた。彼らは土着性のかなり薄い、その意味で近代的な軍事官僚だったのである。

連隊簿は、時期に応じて変化する軍隊社会のその時々を伝えている。この点もまたこの冊子の史料の意義であ

ると最後に述べておこう。本稿で扱った一七九二年の史料でいうならば、兵士の平均年齢の高さや外国出身将校の割合の多さなど、これまで知られてこなかった、この時期のプロイセン軍の傾向や特徴を連隊簿は示していた。またフリードリヒ・ヴィルヘルム二世（一七八六―一九七）治世当初におけるプロイセン軍の大規模な再編成についても、連隊簿は具体的なかたちで伝えていた。その中でとりわけ注目されるのは補充大隊の新設である。というのも、ここで目指された傷痍兵や老兵の扶養は、この時期に試みられた将校寡婦扶助基金、兵士の子供を対象にした学校や基金の設立と並んで、当時の兵站幕僚長リュヒエルによる軍隊の福祉厚生改革の一環をなしたからである⁹⁷⁾。これらの改革はすべて——その先進性のゆえに⁹⁸⁾——、一九世紀初頭のプロイセン軍制改革でもほぼ何も手を加えられなかった「改革前の改革」であった。一七九三年、補充大隊には連隊付傷痍兵中隊（Regimentsinvalidenkompanie）が追加され、さらに二四〇〇人の傷痍兵が扶養されたが、この中隊がその役割を終え始めたのも一八三四年以後になってからであった。一七九二年の連隊簿から浮かび上がるのは、プロイセン軍でまさに進行途中の「改革前の改革」だったのである。もとより、この改革の推移も含めて、本稿で得られたデータは経年変化の分析を加えることでいっそう有効となるだろう。歩兵第三連隊のこれに関する検討は他日を期すことにしたい。

註

いる。

- (60) 比較的古い下士官研究としては Freiherr Ferdinand v. Ledebur, *Geschichte des deutschen Unteroffiziers*, Berlin 1939.
 や Peter Löw, *Der preussische Unteroffizier im stehenden Heer des Absolutismus bis 1806*, Konstanz 1989, がある。
- (61) 以下の叙述は Wolfgang Hanne, *Das alpreussische Unteroffizierskorps — Innensichten einer Changengruppe*, in: *Zeitschrift für Heereskunde*, Nr. 359, 1992, S.135f. に基づいて
- (62) これは、擲弾兵中隊に中隊旗がなかったからである。中隊旗手（Freikorporal, Fahnenjunker, Junkerとも呼ばれる）については説明を要する。一七四三年の歩兵隊規定に「マスケット兵中隊の十番目の下士官については、つねに貴族の中隊旗手でなければならず、この者に中隊旗を持たせねばならない」（Reglement von 1743, S.6）とあるように、中隊旗手は下士官であるとは見え貴族であった。ハンネに

よれば、中隊旗手は幼年学校 (Kadettenkorps) や小姓 (Page) とならんで、将校を目指す若年貴族が選択するキャリアの一つであった。それゆえ彼らはかなり年少で、一七七一年の第五連隊では平均年齢一七歳、最年長が二一歳で最年少は一三歳だったという。Hanne, *Regimentsbuch*, S.33f. なお第三連隊の連隊簿には、将校名簿の末尾にも中隊配属の者とは別の (連隊) 旗手が四人記載されている。本稿での作業に際しては、史料に従ってこの四人は将校に、マスケット兵中隊に記載の中隊旗手八名は下士官に分類した。

(63) 鈴木『広義の軍事史』一二三頁。なお、五フィート三インチに満たない中隊旗手は⑥にもう一人いるのだが、この二人はともにまだ一〇代半ばで、身長が低くてもやむを得ない年齢だろう。

(64) Hanne, *Unteroffizierkorps*, S. 138f.

(65) 一五歳の下士官は二人おり、いずれも中隊旗手である。最年長者は⑥所属の軍曹グルクハウス (Heinrich Gurkhaus) で、勤務年数は三五年に及ぶ。彼を含めて、六〇歳代の下士官は第三連隊に四人いる。

(66) Hanne, *Unteroffizierkorps*, S. 137f.

(67) 鈴木『広義の軍事史』二二九頁。

(68) 歩兵隊規定には、曹長への昇進を定める規定は見当たらなかったが、軍曹への昇進については一七八五年の規定で「兵卒が敵を前にして勇敢に行動し、際だった戦果を挙げ

連隊簿からみた近世プロイセン軍隊社会 (下) (鈴木)

た時」に、「一足飛びに軍曹へ昇進できると定められていた。Regiment von 1785, S. 458.

(69) 一七六六年の第一〇連隊の平均年齢は、軍曹四六歳、給養掛三六歳、兵器掛四一歳、伍長三六歳で、一七七五年の第九連隊は、曹長三九歳、軍曹四二歳、給養掛四二歳、兵器掛三四歳、伍長三六歳であった。Kloosterhuis, *Bauern, Bürger und Soldaten*, S. 224 [No. 10], 227 [No. 9].

(70) *StAH*, HB B-18-1, Bl. 1-6.

(71) *Ebd.*, Bl. 7-14.

(72) 前述のように服務規程は一七一三年以来、将校と兵士それぞれ別個に定められていた。またその中で求められた徳目も異なっており、将校は名譽、兵士は服従であった。鈴木『広義の軍事史』一九六頁。

(73) 年功序列に基づく将校の昇進制度については、MGFA (Insg.) *Untersuchungen zur Geschichte des Offizierkorps. Anciennität und Beförderung nach Leistung. Beiträge zur Militär- und Kriegsgeschichte*, Bd.4, Stuttgart 1962, を参照(51)。

(74) 鈴木『広義の軍事史』五六頁以下および一二八頁以下。

(75) Otto Büsch, *Militärsystem und Sozialleben im alten Preußen. Die Anfänge der sozialen Militarisierung der preußisch-deutschen Gesellschaft*, Berlin 1962, S. 72.

(76) *Kurzgefaßte Stamm- und Rangliste aller Regimenter der Königlich-Preussischen Armee von deren Stiftung an bis Ende*

1786, Berlin 1787, S. 16.

- (77) 進藤牧郎「中部ドイツに於ける領土制の再建の方向——十六世紀後半に於けるザーレ河畔の農村について」『史学雑誌』六〇編一〇号、一九五一年

- (78) Georg Hebelmann, *Das preussische „Offizierkorps“ im 18. Jahrhundert, Analyse der Sozialstruktur einer Funktionselite*, Münster 1999.

- (79) 「外国人を上級将校に取り立てようものなら、外国人将校であるがゆえに軍務が円滑に機能せず、臣下たちが国外の軍隊で働くことになってしまっただろう。……もしお前が将校を臣民のみから取り立てるのなら、他のどんな君主も持っていないほどの強固な軍隊、強くて勇敢な将校を、お前が持てるやうになることは確実である」(フリードリヒ・

ヴィルヘルム一世) *Instruktion König Friedrich Wilhelms I. für seinen Nachfolger*, in: R. Dietrich (bearb.), *Die politischen Testamente der Hohenzollern*, Köln/Wien 1986, S. 229. 「外国の貴族は国内の者と同じぐらいの熱意で働かない。われわれほど仕事に厳しいところでは外国人はすぐにやる気を失ってしまっ、軽薄きわまりない理由をつけて辞めてしまふのである。これらのことを私はこれまでの経験から学んできた」(フリードリヒ大王) *Testament Politique/ Politisches Testament* (1752), in: Ebd., S. 265f. 267.

- (80) もとより、将校団における外国出身者の割合は、一八世紀を通じてつねに三割以上だったわけではない。この点に

は注意が必要である。ヘッベルマンによれば、軍人王の治世全体を通じて歩兵連隊の外国出身将校の割合はおよそ一五%ほどにとどまってお、同時代の他国、例えばオーストリアの将校団などと比べた場合、プロイセンではやはり、かなりの程度の排他性と同質性を保持していたといえるのである。Hebelmann, a.a.O., S. 153. したがって外国出身者を将校に取り立てないという方策は、一八世紀前半については相当程度実現できていたと見るべきであろう。外国出身者の割合が三割を超えるのは、大王の治世後半、七年戦争後になってからである。原因としてはまず何よりも、この戦争による将校の大量損失が挙げられよう。

- (81) 例えば、一七八三年の入営から八七年の再編成まで、ラウクハルトはシュフリントク (Johann Friedrich Wilhelm von Müffling) 指揮下の中隊に属したが、連隊簿の一覧の中にこの中隊長の名前はない。シュフリントクについては、鈴木直志「ラウクハルトとプロイセン軍」『ヨーロッパ文化史研究』一九号、二〇一七年、一六頁を参照のこと。

- (82) レオポルト侯に次いで在任期間の長いクリュツクス (Wolfgang Heinrich Ernst von Klux) は、④中隊長を三〇年間(一七六一〜九一)務めた。以下、アンハルト＝ベルンブルク公ソランツ・アドルフ (Franz Adolf Prinz von Anhalt-Bernburg) が二五年(①一七五九〜八四)、ベルナー (Christoph Friedrich von Berner) が三年(③一七四一〜六四)、ヴァイントハイム (Friedrich August von Windheim)

が二〇年(②一七七〇～九〇)である。

- (83) そうした試みとして「ハン」ではフリーヌドルフの将校名鑑 (Kurt v. Priesdorff (Hrsg.), *Soldatisches Führertum*, 10 Bde., Hamburg 1937/42) で確認できる中隊長に「ごて記」ておきた。一覧の中で「異動」となれている中隊長のうち「この将校名鑑で確認できる将校は二人いるが、そのうちれにおごても「異動」は副連隊長 (Kommandeur) 就任の「ハン」であった。Christoph II. Burggraf und Graf zu Dohna-Schlodien: Kapitän in Regiment Anhalt (1722-41) — Kommandeur des Infanterieregiments Prinz Moritz von Anhalt-Dessau (1741), Ebd., Bd.1, S. 311; Ludwig Heinrich von Buddenbrock: Kapitän in Regiment Anhalt (1756-73) — Kommandeur des Regiments von Sobock (Nr. 30), Ebd., Bd. 2, S. 97.
- (84) 第五連隊のデータは Hanne, *Regimentsbuch*, S. 23、第九連隊は Kloosterhuis, *Bauern, Bürger und Soldaten*, S. 227. に拠る。
- (85) 当然のことではあるが、軍楽隊員の採用にあたっては身長ごう要件は無視されていた。Peter C. Marten, *Die Musik der Spielleute des altpreußischen Heeres*, Osnabrück 1976, S. 36.
- (86) Johann Friedrich Seyfahrt, *Geschichte und Nachrichten von dem königl. preuß. Infanterieregimente von Anhalt-Bernburg Fürst Franz Adolph*, Halle 1767, S. 9.
- 連隊簿からみた近世プロイセン軍隊社会 (下) (鈴木)
- (87) Johannes Reschke, *Studie zur Geschichte der brandenburgisch-preußischen Heeresmusik*, Berlin 1936, S. 18. 以下の叙述は「ハン」の文献に依拠している。
- (88) Sascha Möbius, Ein feste Burg ist unser Gott...! und das entscheidliche Lärmen ihrer Trommeln. Preussische Militärmusik in den Schlachten des Siebenjährigen Krieges, in: J.Nowosadko/ M.Rogg (Hrsg.), *Mars und die Museen: Das Wechselspiel von Militär, Krieg und Kunst in der Frühen Neuzeit*, Münster 2008, S. 287.
- (89) Wolfman Sternbeck, *Die Invalidenstellung in Berlin-Frohnau. Die Geschichte der Stiftung „Invalidenhans Berlin“. Ein vergessenes Erbe Preußens*, Erfurt 2007, S. 8. 半傷痍兵は後に「古参 (Veteranen)」と呼ばれ、プロイセンでは一七八七年まで傷痍兵部隊が存続した。廃兵院はフリードリヒ一世によって一七〇五年に建設が決定されたものの、完成したのは一七四八年であった。
- (90) Eduard Schnackenburg, *Das Invaliden- und Versorgungswesen des brandenburgisch-preußischen Heeres bis zum Jahre 1806 mit Benutzung archivalischer Urkunden dargestellt*, Berlin 1889, S. 23.
- (91) *Reglement für die Königlich Preussische Infanterie* 1788, S.11.
- (92) Jany, *Geschichte der Preussischen Armee*, Bd.3, S.163.
- (93) StAH, HB B-18-1, Bl. 113-118.

(94) 補充大隊全体の最年長者は、バツツェンスキー中隊の増員下士官シュトレリツキー (Johann Strelitzky) で七六歳であった。StAH, HB B-18-1, Bl. 137/138. 彼もその一人であるが、増員の下士官は総じて高齢で、七人のうち五人は五五歳以上であった。

(95) 第一二中隊におけるそれぞれの数値は、外国人が三九・五歳、一五・二年で、国内徴募兵は三二・八歳、一二・五年である。本稿(上) 一五〇頁以下。

(96) 「補充大隊から連隊に派遣された連中がいかにもひどい代物だったか、とうてい言葉では尽くし難い。昔から周知の通り、戦時には手に入るものは手当たり次第に受け入れる。この連中は補充大隊にあつて勤務に要求されるような訓練

をまるで受けておらず、教練は下手くそな上に規律にほとんど慣れていない。連隊にきても補充大隊でのやり方を続けようとする。それを認めるわけにはいかないから、厳しく扱ふと、連中は脱走して姿を消してしまう」。ラウクハルト『ドイツ人の見たフランス革命』一一六頁以下(一部改訳)。

(97) 鈴木『広義の軍事史』二四五頁。

(98) イェッセンによれば、将校寡婦扶助基金はプロイセン軍で初めての社会保険であり、当時の他の大国の軍隊にも類例がなかったという。Olaf Jessen, *Preußens Napoleon? Ernst von Richel. Krieg im Zeitalter des Vernunft, Paderborn 2007*, S. 122.